**介護予防・日常生活支援総合事業について**

　　介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）は65歳以上の町民を対象に、

　その人の必要性に合わせた各種サービスを提供する町の事業です。

　　総合事業には、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」と介護保険で要支援に認定された人や基本チェックリストで対象と判定された人が利用できる「介護

予防・日常生活支援サービス事業」があります。

　平成29年4月から、介護保険で要支援1・2の人が利用している介護予防サービス（

予防給付）のうち、訪問介護（ホームヘルパー訪問支援）および通所介護（デイサービス）が、総合事業の訪問型および通所型サービスに移行しました。

　訪問介護および通所介護以外の要支援者に対する介護予防サービス（訪問看護、福祉用具貸与など）はこれまでと変わらず「予防給付」によるサービスを提供しています。

　【対象者】介護保険認定が要支援1・2の人

　　　　　　基本チェックリストで対象と判定された人（事業対象者）

　【サービス事業の内容】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　種　　類 | 　　　　　　内　　容 | 対　象 |
| 訪問型サービス | 介護予防訪問 | 従来どおりのホームヘルプサービスです | 要支援1・2 |
| 短期集中の訪問 | 短期で専門職種により訪問します | 事業対象者 |
| 通所型サービス | 介護予防通所 | 従来どおりのデイサービスです | 要支援1・2 |
| 短期集中の通所 | 短期間で運動器機能・口腔機能の向上、　栄養改善、認知症予防を行います | 事業対象者 |
| 住民主体型通所 | ボランティアによる通いのサービスです | 事業対象者 |